

証券取引法施行令の一部を改正する政令(案)の概要

1. 概要

(1) 第164回国会において成立した「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)」において、救急医療、災害医療、へき地医療等の公益性の高い医療を行う社会医療法人制度が創設され、社会医療法人債券の発行が認められることとなった。

(2) 社会医療法人債券は、「特別の法律により法人の発行する債券」に該当し、証券取引法第3条の規定により、原則として開示規制は免除されることとなる。

しかしながら、社会医療法人債券は、私法人の発行する債券であり、社債券と同様、広く流通することを前提としており、投資家保護の観点から、開示規制の対象とする必要があると考えられる。

したがって、社会医療法人債券を開示規制の対象とするため、証券取引法施行令において、証券取引法第3条に規定する「企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当な」有価証券として、社会医療法人債券を指定するものである。

2. 施行期日

平成19年4月1日。